

商品概要説明書

項目	内容
商品名	・通知預金
販売対象	・個人、法人、法人格のない団体
期間	・据置期間を7日間とし、預入日8日目以降から払い戻します。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入となります。 ・10,000円以上 ・1円
払戻方法	・据置期間経過後は、利息とともに払い戻します。 但し、解約する日の2日前までに当組合に通知することが必要となります。
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・元金払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、1年365日とする日割計算を行います。
手数料	—
付加できる特約	・個人で有資格者の方は、「非課税貯蓄申告制度(マル優)」の取扱ができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間中に解約する場合の適用利率は、預入日から解約日までの日数につき、解約日の普通預金利率により計算します。
税金	・個人については分離課税20%、法人及び法人格のない団体については総合課税が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
金利情報	・金利は当組合ホームページまたは窓口にてご確認ください。
その他参考となる事項	—
預金保険制度	・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

項 目	内 容
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕</p> <p>電話番号：0120-725-362</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。</p> <p>ホームページは https://www.choshi-shoko.co.jp/</p> <p>・ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕</p> <p>電話番号：03-3567-2456</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</p>